

経営持続化給付助成金の 申請条件が緩和されました

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内に店舗又は事業所を有する事業者に対し、給付助成を行っています。

◎助成金額：法人**30**万円、個人**15**万円

○対象期間：令和2年1月分～12月分

○主な条件：対象期間のうち、前年との売上高を比較して

①ひと月で**20%以上**の減少

又は

②連続する3ヶ月の合計で**5%以上**の減少

※国の持続化給付金を受けた方又は今後受ける予定の方
は対象に含まれません

○申請書類：申請書は役場企画商工課窓口（2階⑤番）
又は町ホームページでお求めください。

○申請方法：申請書兼請求書に添付書類を添えて岩手町役場企画
商工課へ提出してください。

※岩手町商工会からの確認印が必要です。

○申請期限：**令和3年1月31日まで**

【助成対象者】

- 令和2年1月1日時点で、町内に店舗等を有し事業を営んでいる者
- 今後も事業を継続する意思がある者
- 令和2年1月～12月のうち前年との売上高を比較してひと月で20%以上の減少した者又は連続する3ヶ月の合計で5%以上の減少した者

※対象とならない者

- 国の持続化給付金を受けた者又は今後受ける予定の者
- その他、町長が不相当と判断する者

【申請書類】

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書
- ③ 事業者と証明できる書類
- ④ 対象月の売上が確認できる書類
- ⑤ 対象月の前年売上が確認できる書類
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 本人確認書類の写し（個人のみ）
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

※ 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項（セーフティネット保証等）による町の認定を受けた事業者で、売上減少率が基準を満たすものは、認定書のコピーを申請書類③～⑤に代えることができる。

お問い合わせ

役場 企画商工課 商工観光係
TEL 62-2111（内線214）
岩手町商工会
TEL 62-2760